

青森県報

第七百四十四号

令和六年
四月三日
(水曜日)

目次

- 特定行為業務の登録.....(高齢福祉課) 一
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出.....(障害福祉課) 一
- 道路の区域の変更.....(道路課) 一

公告

- 森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項.....(林政課) 二
- 森林病虫害等防除法第五条第三項の規定による補充伐倒駆除の命令に係る事項.....(同) 三
- 県営土地改良事業計画の決定.....(農村整備課) 三

告示

青森県告示第二百三十四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和六年四月三日

青森県知事 宮下 宗一郎

登録番号	令和六・三・三三	氏名又は名称	社会福祉法人 桜美	住所	西津軽郡 野辺町 大字 雲雀	事業名称	特別養護老人ホーム 野辺	所在地	西津軽郡 野辺町 大字 雲雀	業務開始年月日	令和六・三・三三	備考	介護老人福祉施設
------	----------	--------	-----------	----	----------------	------	--------------	-----	----------------	---------	----------	----	----------

青森県告示第二百三十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

令和六年四月三日

青森県知事 宮下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	廃止年月日
名称: 特定非営利活動法人おいらせサポートハウスKの家 主たる事務所の所在地: 十和田市大字奥瀬字下川目一〇の六	放課後等デイサービス	名称: 特定非営利活動法人おいらせサポートハウスKの家 所在地: 十和田市大字奥瀬字下川目一〇の六	令和六・三・三三

青森県告示第二百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年五月二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年四月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	榑引上名久井三戸線	三戸郡三戸町大字梅内字権現林一六四の一から三戸郡三戸町大字梅内字鬢田一一の四まで		前	一八・七六メートルまで	五六五・八〇メートル	
					後	一九・九一メートルから一八・七六メートルまで	五六五・八〇メートル	

公 告

森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をしますので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令に係る事項を公表する。

令和六年四月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 区域及び期間

(一) 区域

西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図のとおりとする。
〔次の図〕は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、西北地域県民局地域農林水産部及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。

(二) 期間

令和六年四月十七日から令和七年三月二十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及び剥皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却をしなければならぬ。

四 命令をしようとする理由

一の(一)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するために必要があるため。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届けなければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出するものとし、その提出があったときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に掲げる期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五) 青森県知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が

受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴取することができる。

森林病虫害等防除法第五条第三項の規定による補完伐倒駆除の命令に係る事項

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第三項の規定により、補完伐倒駆除を命ずるので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令に係る事項を公表する。

令和六年四月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 区域及び期間

(一) 区域

西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図の知事命令対象予定区域の範囲内の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域とする。

〔次の図〕は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、西北地域県民局地域農林水産部及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。

(二) 期間

令和六年四月十七日から令和七年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着しているおそれがある樹木（枯死しているものに限る。）の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除をしなければならぬ。

四 命令をしようとする理由

一の(一)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、その被害の状況からみて、森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による同法第三条第一項第一号に掲げる命令のみによつては松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認められるため。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出するものとし、その提出があったときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に掲げる期間内に当該措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五) 青森県知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴取することができる。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、谷地田地区の県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和六年四月三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和六年四月四日から同年五月二日まで
- 三 縦覧の場所
八戸市庁

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭